**小規模保育事業所の新設に係る相談票**

|  |  |
| --- | --- |
| 東広島市保育課宛て | 令和　　年　　月　　日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談者の住　　所： |  |
| 法 人 名： |  |
| 代表者名： |  |
| 担当者の氏　　名： |  |
| 郵 送 先： |  |
| 電話番号： |  |
| ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： |  |

**【整備計画】**

|  |  |
| --- | --- |
| 開所予定日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 整備予定地 | 東広島市 |
| 予定規模 | ０歳：　　人 | １歳：　　人 | ２歳：　　人 |
| 整備方法 | □新築　　□既存建物の内装改修　　□その他（　　　　　　　　　　　　　） |
| 希望する整備補助金 | □就学前教育・保育施設整備交付金：　　　　　円□保育所等改修費等支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）：　　　　　円 |
| 権利関係 | 土地：□自己所有　　□賃借　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　）建物：□自己所有　　□賃借　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 屋外遊技場 | 概ね　　　㎡程度（代替地の場合　名称：　　　　　　　直線距離：　　　ｍ） |
| 連携先施設 |  |
| その他 | （障害児保育や病児保育、放課後児童クラブとの併設など、特筆すべき事柄について記載） |
| 動機・目的 |  |

**【添付資料】**

・法人の概要（沿革や運営施設等）が分かる資料（パンフレットやHPの印刷でも可）

・整備予定地の位置、現状が把握できる地図、写真（屋外遊技場が代替地の場合は、当該代替地の分も）

・建物の配置計画図、平面計画図（本相談票提出時点では、詳細設計は不要です）

**【注意事項】**

・１件ごとに１通提出してください（「A地とB地のいずれかに１施設を設置検討」なら相談票は１通提出。「A地とB地の両方に合計２施設を設置検討」なら相談票は２通提出。）。

・必ず、持参又は郵送（令和６年３月３１日必着。郵送の場合は、発送後に市保育課にメール連絡（hgh200934@city.higashihiroshima.lg.jp）。）してください。

・この相談票の提出をもって、新設の認可及び施設整備に係る補助金交付の確約となるものではありません。